

高齢者施設等における非常災害対策の徹底について

- 非常災害に対応するため、基準省令等において、消防計画のみならず風水害、地震等の災害に対処するための計画も含めて、非常災害に関する具体的な計画を策定することとされています。

具体的な計画の策定に当たっては、事業所が、津波、高潮、洪水、土砂災害などの自然災害の予想される区域内にあるかどうかなど、事業所が所在している市町の地域防災計画を再度確認いただき、必要な対策に関しては、市町担当者との意見交換等により、詳細に検討しておく必要があります。

(検討が必要と思われる事項)

- ・災害の恐れのある場合の情報の取得方法
- ・職員等の行動計画
- ・避難場所、避難方法の確認
- ・備蓄物資の検討
- ・行動計画について職員、利用者等への周知の徹底 など

県では、「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」(平成24年5月16日付け通知)を作成しておりますので、御活用ください。

- ・防災マニュアル作成の手引きは、「かがわ介護保険情報ネット」に掲載しています。
<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/bousai.html>

- また、県では、本年6月から、携帯電話のメール送受信を活用した「社会福祉施設等被害状況確認システム」を導入しています。

このシステムは、地震・台風などの災害時に、被害状況の確認メールを、あらかじめ登録いただいた**施設、施設系・通所系サービス事業所**の代表者の携帯電話へ、県から一斉配信し、利用者や建物の被害状況について返信してもらうことで、県と市町が被害状況を一元的に把握できるというものです。

本システムを有効に活用するために、御理解と御協力をお願いします。

なお、システム登録等の手続きは、「かがわ介護保険情報ネット」に掲載しています。
<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/bousai.html>

《参考》

- ・災害危険箇所に関する情報
香川県ホームページ(香川県防災・国民保護情報)
<http://www.pref.kagawa.jp/bosai/>